

調査票の問題点

1. 「男女共同参画」の定義(説明) (調査票扉点線枠内「『男女共同参画』ってなに?」)について

(1) 調査票の冒頭に記載されている「男女共同参画」の定義(説明)は、以下の通りである。(以下調査票説明文という。)(下線は松田)

【小学生対象】

男・女といった性別に関係なく、一人ひとりの個性や長所をいかして、みんなで協力していくことをいいます。

【中学生対象】【高校生対象】

男性・女性といった性別に関係なく、一人ひとりの個性や長所を活かして、みんなで協力していくことをいいます。

(2) 調査票説明文の問題点を明らかにするため、岸和田市男女共同参画推進条例(以下本市条例という。)および男女共同参画社会基本法(以下基本法という。)の関連条文を掲げる。(下線は松田)

【岸和田市男女共同参画推進条例】

第2条(定義)

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

【男女共同参画社会基本法】

第3条(男女の人権の尊重)

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第4条(社会における制度又は慣行についての配慮)

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(3) 調査票説明文の問題点

(a) いずれの調査票説明文も、主語が明示されていないので、一体誰が何をするか、不明である。本市条例では、「男女が」対等に自らの意思であらゆる分野で社会を形成していくことが宣言されているにもかかわらず、説明文では「みんなで協力」にとどまっているため、市民個人の主体性を読み取ることが難しい。

(b) 「男・女」(小学生用)「男性・女性」(中高生用)を区分して使う理由がわからない。

(c) 男女共同参画社会とは、「性別に関係なく人権を尊重し、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択できる」ような社会を指す(男女共同参画基本法や本市条例)。そのポイントは、固定的役割分担意識を改めることである。すなわち、いわゆる男女特性論に基づいて女性は家事(or 家事的業務、補助的業務)に従事することが適性であるとされた時代においては、その個性や能力が発揮できなかったこと(封じられてきたこと)から、これからの社会ではあらゆる場面で「性別に関係なく」すなわち「性の中立」が貫かれるべきとの考えによる。

しかし、本調査票によれば、男女共同参画とは、個性だけでなく「長所」を「活かす」ことを求めている。しかし、個性について「長所」(「短所」が対概念)という評価を加えることは、かつての男女特性論を想起させるし、さらにその長所を「活かす」(「活かさない」が対概念)という考え方は「個性や能力を発揮する」こととは違い、効率(成果)重視の考え方であり、それは一つ間違えば、男女特性論にもなりかねない。基本法は、そのような考え方をとっていない。

ある個性を長所または短所と評価することは、短所と評価された個性を否定的に扱うことになるし、そもそも判定基準もわからない。個性を、優れた個性・劣った個性/役立つ個性・役立たない個性などに分けることは、個性の概念とはおよそ相容れないし、根幹の個性の概念が十分に理解されているように思えない。基本法は、個性や能力が性別により発揮できない状況を解消するために、個性や能力を発揮できなくしている「壁」を取っ払うよう、国や自治体に求めているにすぎない。

そうであるにもかかわらず、「男女共同参画」の説明文に、あえて「長所」を挿入する意図がわからない。その意図を説明してほしい。繰り返しになるが、「長所を伸ばせ」などという発想は、「男女共同参画」にはないし、むしろ、個人の尊重という観点に反するように思う。

なお、わたしは中学校「公民」の教科書を執筆しているが、男女共同参画について、「長所」を「活かす」と定義している教科書にまだ接したことはない。基本法や条例等法令上問題がない適切な表現を求める。

2. 小学生対象調査票について

(a) 問2～問4は家庭生活における役割、問5は学校生活の役割についての設問と推察される。

問3は、各事項が「男の人」「女の人」のいずれの役割かを質問しているが、かりに家庭生活における質問であれば、「男の人」「女の人」ではなく、「父」「母」とする方が回答する小学生にはわかりやすいのではないか。また、設問は、わかりやすく、「あなたは、家庭生活のつぎのことがらは、だ

れがするのが一番よいと思いますか」かもしれないが、一方、問3と問4の質問趣旨は重複していて、どのように違うか、よくわからない。問4だけで足りるのではないか。

(b)問5は、男女どちらに向いているか、という設問であるが、男女によって向き・不向きがあるというメッセージを与えることにならないか。問3問4のように「だれがするのがよいか」ではなく、向き・不向きという能力を尋ねる意図は何か。

むしろ、設問方法を変えて、児童の意識を聞いてみてはどうか。

児童会長は男子でも女子でもよいと思う。・・賛成・反対

クラス代表は男子でも女子でもよいと思う。・・賛成・反対

運動会の応援団長は男子でも女子でもよいと思う。・・賛成・反対

(c)「④重いものを運んだり、力がある仕事をする」とあるが、小学校5年生にとっての「重いもの」「力がある仕事」の具体例を明示する方が適切(親切)ではないか。重いものは二人で運べばいいし、力がある仕事も二人で力をあわせればよいとわたしは思うので、この設問が何を意図しているか、わたしにはよくわからない。実際の学校生活のなかで、男子が重いものを運び女子が掃除をしているとすれば、問題は小学生本人というよりも大人の側ではないか？男女に固定した質問が小学生には逆効果にならないか、懸念なしとしない。

3. 中学生対象調査票について

(a)問3および問5については、上記と同様の問題点が指摘できる。

(b)問8は全問を通して、各行為の主体は相手であると考えられるが、⑦「嫌がるのに、性的な行為をせまる」のシチュエーションでは、相手が嫌がるのではなく、わたしが嫌がっているのでは？そうであるなら、ここは「嫌がっている相手(または人)に性的な行為をせまる」ではどうか。

(c)問9「夢をもって将来の進路を選択する大切さ」とあるが、個人が将来の選択をする際「夢をもつ」かどうかは男女共同参画に関係ないのでは？男女共同参画の要諦は、一人ひとりが性別に関係なく自分の意思で考えて選択していくことである。

(d)問10の「長所」には賛成できないことは、すでに述べたとおりである。

4. 高校生対象調査票について

(a)小学生および中学生対象調査票と重複する箇所は省略。

(b)問5について

問5が仕事と家庭の両立についての質問であれば、経営者への努力(選択肢1)や、出世(選択肢2)などの要素は必要ないのでは？端的に、選択肢3に対応して、「家庭生活よりも、仕事を第一に考えていきたい」では？また、選択肢5にのみ「できれば」という限定句を付する理由はなにか。他の選択肢と同じスタンスで表現した方がいいのでは？

(c)問7について

「11労働組合の幹部」は「11労働組合の役員」ではダメ？労組の場合だけを「幹部」と表現するのは大人の語法では？

(d)「男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。」

この設問についてだけ「お持ち」という丁寧語を使う必要はないのでは？「持っていますか」では？